

所掌事項

自主データ放送及び映像放送等について、その放送内容に関する事項に対し意見を述べること。

設置根拠

放送法第6条

宮古市川井地域情報通信基盤施設条例第21条

設置年月日

H22. 1. 1

委員定数

7人以上（未選任）

委員任期

2年

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

川井総合事務所

TEL : 0193-76-2114 内線 6412

FAX : 0193-76-2042

E-mail : kawai-shisho@city.miyako.iwate.jp

備考